

原子燃料サイクル施設の原子力災害時における 避難の基本的な考え方（案）

青森県危機管理局原子力安全対策課

青森県健康福祉部健康福祉政策課

青森県健康福祉部医療薬務課

I 避難移動対策

1 住民避難の検討に当たっての基本的事項

(1) 策定の目的

六ヶ所再処理施設をはじめとする原子燃料サイクル施設において原子力災害が発生した場合に備え、六ヶ所村においては住民の避難計画を作成する必要があるが、これを支援するため、県において避難の基本的な考え方を示すものである。

なお、原子燃料サイクル施設と東通原子力発電所が同時発災すること考えられるが、原子燃料サイクル施設のUPZは東通原子力発電所のUPZにはほぼふくまれることから、その場合は東通原子力発電所に係る避難計画（広域避難）に準ずることとする。

＜原子燃料サイクル施設の原子力災害対策重点区域＞

UPZ（Urgent Protective action planning Zone）

⇒緊急防護措置を準備する区域：概ね半径5 km圏内

(2) 避難のタイミング及び避難対象地区

下表のとおり、UPZ圏内の住民が避難するタイミングは、全面緊急事態（GE）となり、放射性物質が放出され、空間線量率が500 μ Sv/h 超を観測した地区は**避難**、20 μ Sv/h 超を観測した地区は**一時移転**となる。（その他の地区は屋内退避を継続）

緊急事態 区 分	警戒事態 (A L)	施設敷地緊急事態 (S E)	全面緊急事態（G E）		
			放射性物質放出前	放射性物質放出後	
緊急時活動 レベル / 運用上の 介入レベル	E A L			O I L	
				O I L 1	O I L 2
	原子力事業所所 在市町村にて震 度 6 以上の地震 等	原子力事業所周 辺において、緊 急事態に備えた 防護装備の準備 及び防護措置の 一部の実施を開 始する必要がある 事象の発生等	原子力事業所周 辺の住民の避難 又は屋内退避を 開始する必要が ある事象の発生 等	500 μ Sv/h 超	20 μ Sv/h 超
	予防的措置			緊急防護措置	早期防護措置
とるべき 措置		・ 屋内退避準備	・ 屋内退避 ・ 安定ヨウ素剤 緊急配布準備 ・ 避難、一時移 転、避難退域 時検査及び簡 易除染等の準 備	緊急防護措置 数時間以内に区 域を特定して 避 難	早期防護措置 地域生産物接種 制限 1 週間程度内に 一時移転

(3) 避難先及び避難経路

全面緊急事態発生時（放射性物質放出前）は屋内退避を実施し、放出後は、緊急時モニタリング結果等を踏まえ、避難が必要な区域に避難又は一時移転指示がなされ、住民は**UPZ圏外**へ避難する。

UPZ圏外へ避難するには、

①陸路を北上する避難経路

②陸路を南下する避難経路

が考えられるが、①については、東通原子力発電所事故の際の避難方向と逆方向となり、住民の混乱が予想されることから、**②陸路を南下する避難経路を基本とする。**

地図掲載予定

(4) 避難住民の安全かつ効率的な避難を実施するための留意事項

① 利用可能な避難方法及び避難手段をできる限り

組み合わせて活用し、避難を行う

② 一斉に避難経路に集中した場合、避難経路が渋滞・混雑し、不要に被ばくする可能性が高まるため、住民は、国、県、村の屋内退避・避難の指示に従って、落ち着いて行動する

③ 災害の状況、気象条件等により避難経路や避難手段を活用できないものがある場合は、利用可能な経路・手段を効率的に使用することとし、

- ・ 避難可能となるまで屋内退避を継続する
- ・ 道路の各管理者等が行う避難経路の復旧状況に応じた避難を実施する。

④ 屋内退避が行われ、避難指示が出さ

地図掲載予定

れた区域が順次避難した場合、屋内退避により被ばくリスクが軽減されるとともに、自主避難がなく、交通誘導等により移動時間を短縮できる。

- ⑤ このため、円滑な避難の実施のためには、
- ・ 自主避難を控える。
 - ・ 自家用車の乗り合わせにより、避難車両数を抑制することが必要となる。

2 避難手段の検討の前提

(1) 避難者数、避難車両数の推計

- ① U P Z内人口、及び世帯数、避難行動要支援者数
村の調査に基づく。
- ② 医療機関・社会福祉施設等における入所者数（施設入所者数）
医療機関等に関する調査結果に基づく。
- ③ 避難車両数の推計
バスについては、1台当たり40人、自家用車については1世帯1台とする。
避難行動要支援者及び施設入所者については、バス利用1人につき付添い1人乗車を想定。

<U P Z県内の地区ごとの人口等>

（令和元年12月1日現在 なお、要配慮者数については平成31年4月1日現在）

地区名	世帯数 (世帯)	住民数 (人)	うち 要配慮者 (人)		うち外国人 (人)	施 設 入所者 (人)
			うち 要配慮者 (人)	うち 避難行動要支援者 (人)		
尾駸レイクタウン	931	1,623	9	6	56	38
富ノ沢	5	7	2	1		
第四雲雀平	2	3				
二又	56	128	12	8		
第三二又	2	8				
弥栄平	14	15			1	
戸鎖	112	253	17	12		
室ノ久保	35	73	8	5	1	
鷹架	0	0				
尾駸浜	276	485	23	12	5	
老部川	160	310	24	18	1	11
尾駸	256	542	15	9	2	
野附	92	175	5	2	1	
合計	1,941	3,622	115	73	67	59

(2) 道路交通量

平成 27 年度道路交通センサスの結果を基に、避難時に使用する道路の交通量とした。

国道 338 号 約 245 台/h 5,873 台/24h

県道 25 号 東北横浜線 約 80 台/h 1,920 台/24h

3 住民避難の実施方針

① 放射線被ばくのリスクを低減するために、避難を実施するまでは**屋内退避を実施**する。

② 避難時の移動手段は、**避難行動要支援者がバス、他の住民は自家用車**を基本とする。

<理由>

- ・避難の総時間が短くなる
- ・必要なバス台数を確保でき、避難所までの直接輸送ができる
- ・交通規制時間が短くなる

③ **村内避難**を基本とする。

なお、東通原子力発電所事故時においては北側への避難は実施しないことから、住民の混乱を避けるため、**村内南部への避難**とする。

<理由>

・UPZ 全域が避難対象となった場合においても、村内の避難所で賄うことができる。

・避難者の移動距離を短縮することで、負担を軽減するとともに、速やかな避難が実現できる。

④ **原則、国道 338 号及び県道 25 号を使用**することとし、使用できない場合は代替ルートを使用する。ただし、同路線のうち原子燃料サイクル施設の近傍を通過する一部の区間は通行しないものとする。

なお、避難地区の状況等により上記路線以外の経路が最も安全かつ効率的な経路と判断される場合にはその経路を使用する。

⑤ UPZ 全域に同時に避難指示が発令された場合、国道 338 号は通常の約 7 倍以上、県道 25 号は約 2 倍以上の交通量となることが想定されるため、

- ・避難経路への車両の流入を抑える規制
- ・避難経路での交通誘導

を行い、円滑な避難実施に努める。

⑤避難を円滑に実施するためには、

- ・避難経路への車両流入を抑える規制
- ・避難経路での交通誘導等

が必要。

地図掲載予定

地図掲載予定

【UPZ圏内の避難時交通量】

- ・UPZ圏内人口 3,622人
- ・UPZ圏内世帯数 1,941世帯

＜国道338号を使用した避難＞

- ・避難対象人口 3,281人→ 自家用車による避難 1,780台
- ・避難行動要支援者 56人→ バスによる避難 2台

＜県道25号を使用した避難＞

- ・避難対象人口 341人→ 自家用車による避難 161台
- ・避難行動要支援者 17人 → バスによる避難 1台

4 学校等教育機関における防護措置

(1) 基本的な考え方

原子力災害時の防護措置（屋内退避、避難等）は、世帯単位で実施することから、原則として、**在校する児童生徒は保護者に引き渡す。**

(2) 児童生徒の保護者への引き渡し

放射性物質放出前の早い段階である「**警戒事態時**」に**保護者への引き渡しを開始し、施設敷地緊急事態までの間に引き渡しを完了**する。

(3) 屋内退避

全面緊急事態となり、六ヶ所村から学校が所在する区域に屋内退避指示が発出され、保護者への引き渡しができなかった児童がいる場合は、屋内退避を実施。

(4) 避難

六ヶ所村から学校が所在する区域に避難指示が発出され、保護者に引き渡しができなかった児童生徒がいる場合は、児童生徒、教職員は、県が手配するバスで避難所への避難を実施。

5 避難を円滑に行うための対応

(1) 避難者カードの作成

避難者カードの様式を定め、災害時に使用することにより、住民の安否確認が円滑にできるようになるとともに、カードを元に避難者名簿を作成することができるようになる。

(2) 避難車両認識票の作成

避難車両認識票の様式を定め、災害時に避難車両のフロントガラスに掲示することにより、交通誘導時の視認性向上や自主避難との識別ができるようになるとともに、避難退域時検査の実施の有無確認にも活用できるようになる。

(3) 避難者カード及び避難車両認識票の配布・回収時期

避難者には、避難時における安定ヨウ素剤の緊急配布場所やバス避難のための一時集合場所において配布し、避難所で回収する。

6 福祉車両の配備

(1) 基本的な考え方

避難行動要支援者の避難用として、必要に応じ車両（福祉車両）の配備を、以下に掲げるような

効率性や汎用性を考慮して進めることとする。

- ① 車いすを複数台搭載可能であること
- ② ストレッチャーも搬送可能であること
- ③ 普通自動車第一種免許で運転可能であること

(2) 平時における備え

災害時に円滑な避難支援を行うことができるよう、平時において以下を実施する。

- ① 避難行動要支援者の把握（名簿の定期的な更新）
- ② 避難行動要支援者の個別計画の策定、更新
- ③ 対象者の乗降支援訓練
- ④ 運転技術の習熟訓練

Ⅱ 避難所

1 レイアウト

(1) 開設時から必要となるスペース

- ① 避難者受付
- ② 居住スペース
- ③ 要配慮者向け居住スペース（介護、障がいの度合い、乳幼児のいる家庭等、状況に応じて場所を確保する）
- ④ トイレ
- ⑤ 避難所運営要員スペース（仮眠スペース含む）
- ⑥ 物資置場

(2) 開設後に必要となるスペース

- ① 情報連絡確認（掲示板）
- ② 授乳、おむつ替えスペース
- ③ ごみ捨て場
- ④ 更衣室（男女スペース）
- ⑤ 洗濯場、物干し場
- ⑥ シャワー等入浴施設
- ⑦ 物資、食料配布スペース、炊事スペース

(3) 避難生活が長期化する場合に必要なスペース

- ① 学習スペース（学生、生徒用）、遊戯スペース（幼児～小学生用）
- ② 集会所
- ③ 喫茶
- ④ 喫煙所 等

2 避難先

避難元地区名	人口		避難所名	収容可能人数
尾駸レイクタウン	1,623	1,623	千歳平地区公民館	259
			千歳平地区体育館	290
			六ヶ所高等学校	1,142
富ノ沢	7	161	千歳平こども園	202
第四雲雀平	3			
二又	128			
第三二又	8			
弥栄平	15			
戸鎖	253	326	千歳平小学校	326
室ノ久保	73			
鷹架	0			

地区名	人口		避難所名	収容可能人数
尾駸浜	485	485	南小学校	518
老部川	310	852		742
尾駸	542		南こども園	188
野附	175	175	第二中学校	379
合計		3, 622		4, 001

3 避難所開設・運営要員

(1) 業務及び要員数

- ① 図上シミュレーション等の実施結果から、避難所開設・運営に必要と考えられる要員数は以下のとおり。

業務内容	1000人以上 の避難所	数百人規模 の避難所	100人未満 の避難所
避難車両の誘導	6人 (2人×3Gp)	2人 (2人×1Gp)	
避難所までの誘導	4人 (2人×2Gp)	2人 (2人×1Gp)	
受付 ※1	6人 (2人×3Gp)	4人 (2人×2Gp)	2人 (2人×1Gp)
避難所内での誘導	6人 (2人×3Gp)	4人 (2人×2Gp)	
居住スペース区画誘導 ※2	6人 (2人×3Gp)	4人 (2人×2Gp)	2人 (2人×1Gp)
要配慮者の支援	2人 (2人×1Gp)	2人 (2人×1Gp)	2人 (2人×1Gp)
避難所全体の運営 (県、市町村等との連絡調整)	2人 (2人×1Gp)	2人 (2人×1Gp)	2人 (2人×1Gp)
合計	32人	20人	8人

※1 地区毎及び要配慮者向けの受付を設置することが望ましい

※2 最低限必要とされる人数であり、居住スペースごとに1グループの配置が望ましい

- ② 避難者数を勘案すると、避難所のうち、2カ所が1,000人以上、6カ所が数百人規模の避難所となることが見込まれることから、UPZ内全域に避難指示が出された場合には、最低でも $32 \times 2 + 20 \times 6 = 184$ 人の要員が必要となる。

- ③ 避難所運営要員の勤務体制を2交代とする場合は2倍の、3交代とする場合は3倍の要員が必要となることに留意する。

(2) 要員が不足する場合の対応

避難所開設・運営要員が不足する場合は、青森県市町村相互応援協定に基づき、要員の派遣要請を県に行う。

要請を受けた県は、六ヶ所村以外の市町村に対し、応援を依頼するとともに、県職員の派遣を検討する。

なお、避難所運営については、早い段階で避難者にも協力いただく。

(3) 要員数の見直し

避難所の開設や運営の訓練等の結果を元に、要員数の見直しを行う。

4 避難所において必要となる資機材・物資等

避難所においては、下記のと通りの資機材が必要となる。

資機材・物資名	必要数量
毛布	避難者人数分
日用品（紙おむつ、生理用品等）	世帯ごとに1セット
仮設トイレ（バリアフリー対応トイレ含む）	50人／基
水、食料	避難者数×3日分 ※2
マスク、手指消毒液等	避難者人数分
その他	

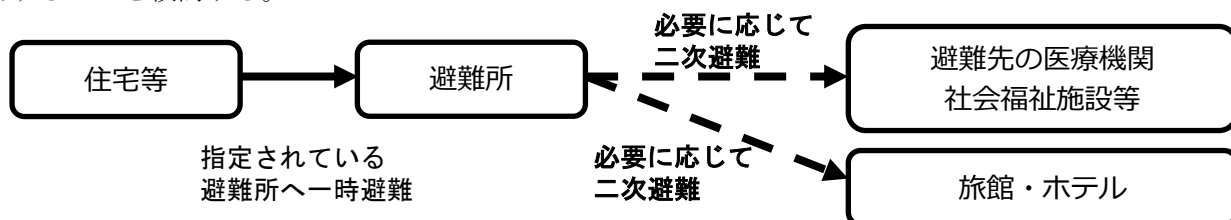
※1 出展：スフィアハンドブック

※2 避難直後の食料については避難者持参。食物アレルギーの避難者も考慮すること。

5 在宅要配慮者の避難先

在宅での医療や介護を受けている者で、医療機関や社会福祉施設等への収容が適当な者は、医療機関等への収容を検討する。

また、避難の長期化等を鑑み、必要に応じて宿泊施設（旅館、ホテル）を避難者受入施設として活用することを検討する。



※被災状況によっては、指定避難所に避難せずに福祉避難所、旅館・ホテルへ直接避難する場合がある。

Ⅲ 原子力災害医療対策

1 安定ヨウ素剤の予防服用

(1) 検討に当たって

- ① 「青森県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、安定ヨウ素剤の配布を適時かつ円滑に行うことができる体制を整備する必要がある。
- ② 整備体制の検討に当たっては、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力規制庁）」に準拠する。
- ③ 検討結果については、「原子力災害時における医療対応マニュアル（以下、「マニュアル」）等」に反映させることとし、原子力災害時においてはマニュアル等に基づき対応する。

(2) U P Z 圏における緊急配布

① 「青森県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づく考え方

- ・ 全住民は、全面緊急事態発生時（放出前）に、屋内退避を実施する。
- ・ 放射性物質放出後は、緊急時モニタリング結果等を踏まえ、避難が必要な区域に避難を指示する。屋内退避や避難とともに安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断する。
- ・ 原子力事前対策として、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう体制を整備しておく。

② 緊急配布安定ヨウ素剤の備蓄

東通原子力発電所の原子力災害に備え備蓄している安定ヨウ素剤を使用することとし、それとは別に原子燃料サイクル施設の原子力災害用としては備蓄しない。

＜参考：緊急配布用安定ヨウ素剤の保管場所と備蓄数量（案）＞

保管場所：村役場

備蓄数量：丸剤×20,000 丸、ゼリー剤×510 包（16.3 mg×160 包、32.5 mg×350 包）

③ 配布方法

- ・ 別途村で定める「緊急配布実施要領」等に、基づき対応する。
- ・ 村は、役場から配布場所（一時集合場所）に安定ヨウ素剤を搬送し、配布することとする。
- ・ 原則、避難または一時移転の指示と併せて緊急配布の指示があった場合、配布する。
ただし、施設敷地緊急事態において、村が必要と判断する場合は配布することができる。
- ・ 統括配布責任者、配布責任者及び配布担当者をあらかじめ決めておく。
- ・ 配布については、村は一時集合場所、県は避難退域時検査に併設した場所において行う。

(3) 安定ヨウ素剤の副作用に対する対応

ア 服用後の経過観察

安定ヨウ素剤を服用する場合は、安定ヨウ素剤を配布する際、服用後、しばらくの間（30 分程度）、服用した者の様態を住民相互、医療関係者等が観察するよう注意喚起する。

イ 副作用の治療に対応する医療機関

初期対応は近隣の医療機関で行い、入院治療が必要な場合は次の医療機関で受け入れる。

【原子力災害医療協力機関】：むつ総合病院、十和田市立中央病院、青森労災病院

【原子力災害拠点病院】：県立中央病院、八戸市立市民病院

ウ 相談窓口の設置

住民からの安定ヨウ素剤の服用に関する医学的な質問に対して対応可能な相談窓口を置く。

2 避難退域時検査及び簡易除染

(1) 避難退域時検査及び簡易除染体制の検討方法等

- ① 「青森県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員含む。）の避難退域時検査を実施し、国の判断基準を超える際は除染を行うこととされていることから、避難や一時移転の迅速性を損なわない避難退域時検査及び簡易除染体制を整備する必要がある。
- ② 本県における避難退域時検査体制の整備に当たっては、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁）」に準拠する。
- ③ 検討結果については、「原子力災害時における医療対応マニュアル（以下、「マニュアル」）等に反映させることとし、原子力災害時にはマニュアル等に基づき対応する。

(2) 避難退域時検査・簡易除染

- ① 避難退域時検査の対象
避難指示後、対象となる区域から避難等をする住民等。
- ② 避難退域時検査の実施
 - ・ 村内避難の場合は、六ヶ所村内の下記の退域時検査候補地のいずれかに検査場所を設けて実施する。
 - ア 六ヶ所村立第二中学校
 - イ 六ヶ所村立南小学校
 - ウ 千歳平はるき小公園、六ヶ所村立千歳平小学校
 - エ 県立六ヶ所高等学校
 - オ 六ヶ所村立千歳中学校
 - カ 六ヶ所村酪農会館
 - ※ 候補地は、災害時に実施する検査場所を迅速に決定するために予め選定しておくもので、今後も追加選定、見直ししていく。なお、災害時は最も適切な場所で検査を実施する。
 - ・ 広域避難の場合は、「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」に準ずる。
- ③ 避難退域時検査及び簡易除染の方法
検査手順等については、「原子力災害時における医療対応マニュアル」等に従って行う。
- ④ 避難退域時検査等の各チームの役割と要員構成（案）
避難退域時検査等を行う際の体制及び役割は次のとおりとし、県、六ヶ所村、関係機関及び原子力事業者等の協力のもと運営する。

チーム名等	役割	人数等	機関名
統括責任者	・ 検査場所における業務の全体統括及び県現地対策本部等との連絡調整（検査及び簡易除染の状況、バックグラウンド状況等の報告等）	1名	保健所
統括チーム 通信・連絡チーム	・ バックグラウンドの測定 ・ 統括責任者へ活動状況等の報告 ・ 関係機関への通信・連絡	4名	六ヶ所村 1 保健所 1 県 2
検査チーム長	・ 検査の統括	1名	保健所

車両指定箇所検査チーム	・車両用ゲート型モニタ又は表面汚染検査用の放射線測定器による車両の指定箇所検査	検査レーン数による。 ※ゲートモニタを使用する場合2名/レーン ※サーベイメータを使用する場合3名/レーン	事業者
住民指定箇所検査チーム	・体表面汚染モニタ又は表面汚染検査用の放射線測定器による住民の指定箇所検査	3名	事業者又は原子力災害医療協力機関
住民確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染チーム	・表面汚染検査用の放射線測定器による住民の確認検査及び携行物品の検査並びに簡易除染後の簡易除染の効果の確認 ・住民及び携行物品の簡易除染及びその補助（説明・指導等）	3名	事業者又は原子力災害医療協力機関
住民受付チーム	・受付、結果等交付 他	2名	六ヶ所村
交通誘導チーム	・検査レーンへの誘導 他	3名	事業者又は県
車両確認検査及び簡易除染チーム	・表面汚染検査用の放射線測定器による車両の確認検査及び簡易除染後の簡易除染の効果の確認 ・車両の簡易除染	6名	事業者又は県
車両保管チーム	・車両の除染 ・汚染車両の保管	3名	事業者及び県

※要員数は標準的な例であり、検査場所の状況に応じて要員数の増減を柔軟に対応する。

⑤ 要員の配備計画（案）

施設敷地緊急事態と判断された時点から、要員の配置等体制を整え、避難退域時検査場所を設営する準備をする。

初動体制として検査場所を開設するのは下記の場所を原則とする。

ア 六ヶ所村立南小学校

イ 千歳平はるき小公園、千歳平小学校

検査場所の開設については、災害時の状況に応じ適宜対応する。

Ⅳ 医療機関及び社会福祉施設等の避難計画

1 六ヶ所村避難計画と医療機関等の避難計画の関係

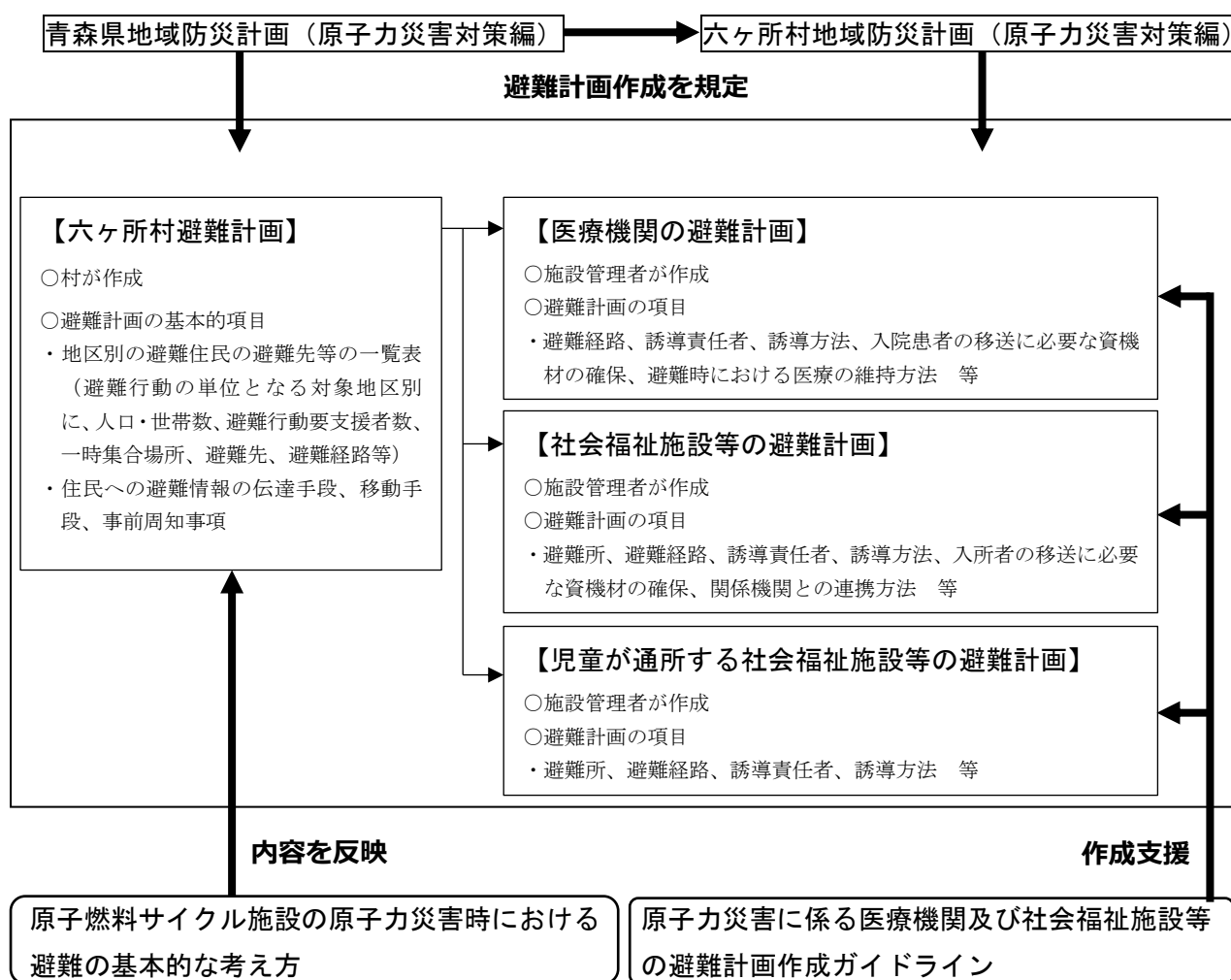
六ヶ所村は対象地域全体の避難計画として「六ヶ所村避難計画」を作成するが、医療機関及び社会福祉施設等が作成する「避難計画」を包括するものであり、それぞれの避難計画は整合・連動していなければならない。

県では、医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成を支援するため、「原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」を策定した。

＜原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン＞

<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/care/hinankeikakuguideline.html>

＜各計画の関係＞



2 避難計画作成の対象施設

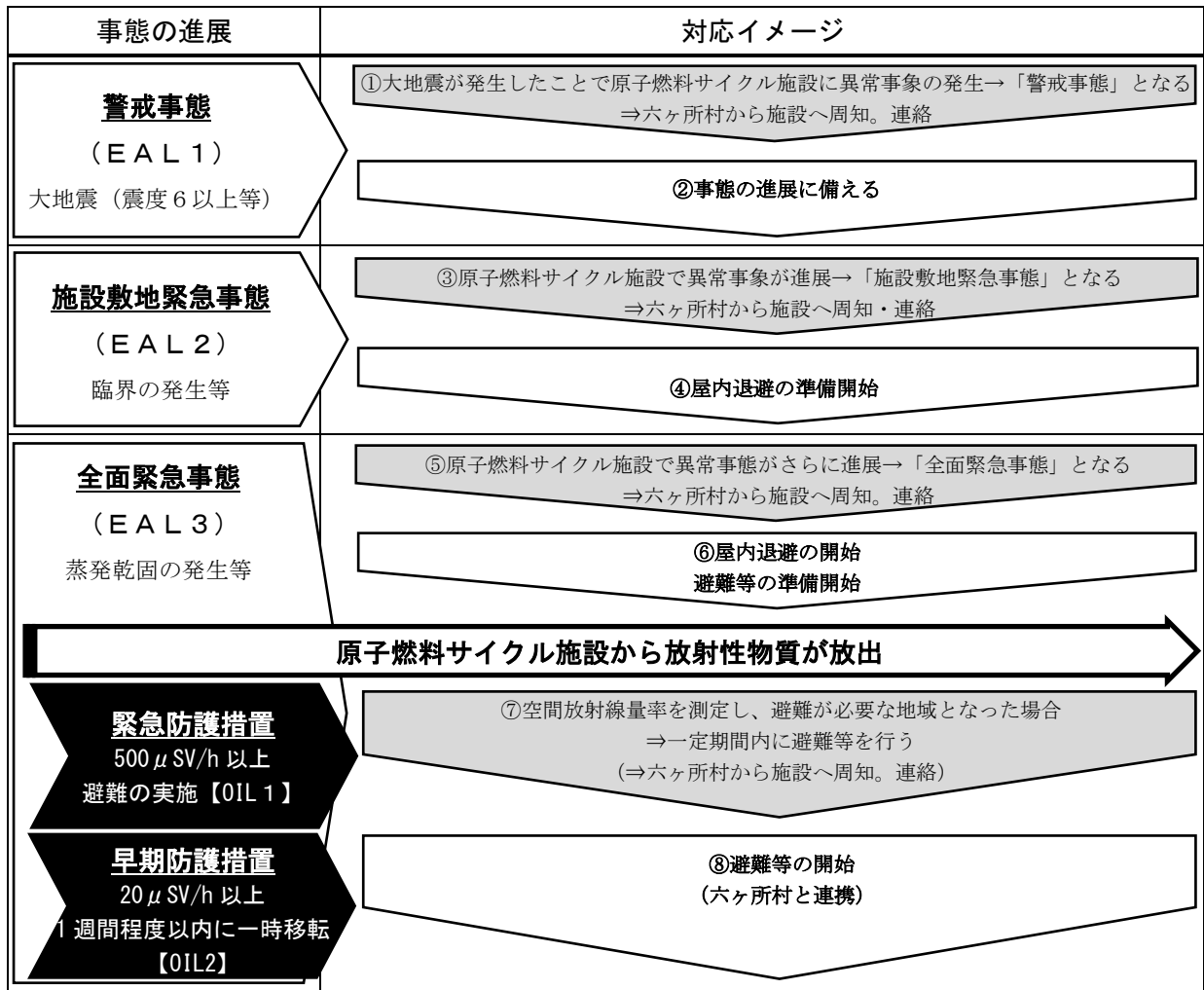
原子燃料サイクル施設のUPZ圏内に所在する医療機関及び社会福祉施設等は、県及び六ヶ所村等と連携し「避難計画」を作成する。

<対象施設>

【令和元年9月1日現在】

区分		施設数
医療機関	有床診療所	1
社会福祉施設等 (入所施設)	障害者共同生活援助・生活介助施設（入所）	3
	障害者共同生活援助・生活介助施設（入所）	
	介護老人保健施設	
児童が通所する社会福祉施設等	認定こども園	1

3 原子力災害時の医療機関等の対応イメージ



4 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の考え方

原子燃料サイクル施設のUPZ圏内に所在する医療機関の入院患者及び社会福祉施設等の入所者については、基本的に近隣市町村の医療機関及び社会福祉施設等へそれぞれ避難する。

5 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の登録

(1) 避難先は、県が事前に避難先施設として了解を得られた医療機関及び社会福祉施設をグループ分けして台帳に登録しておき、災害時に県が避難先市町村等と連携して避難先施設と調整を行い決定する。

① 台帳登録を行うため、県では「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱」を策定

し、対象となる医療機関及び社会福祉施設等に対して登録を依頼する。

- ② 避難計画作成対象施設が作成する「避難計画」には、あらかじめ特定の避難先施設名は記載しないが、県が登録した避難先施設の情報は、避難計画作成対象施設及び避難元である六ヶ所村、避難先医療機関が所在する市町村等に情報提供を行う。
- ③ 避難計画作成対象施設では、災害時に県及び村等が避難先の調整に当たって必要となる情報をまとめ、伝達する体制を整える。
- ④ 避難者の状況によっては、避難先として宿泊施設（旅館・ホテル）を活用することを検討していく。

（２）児童が通所する社会福祉施設等の避難先は一般の避難所とする。

避難計画策定対象施設が作成する「避難計画」には、あらかじめ避難所名等を記載する。

＜台帳登録と調整（マッチング）のイメージ＞

施設種別	避難元施設名	避難先候補施設
医療機関	A 施設（4km、19 床）	L 施設（〇〇を〇人まで受入可） ⋮
障害者施設	E 施設（5km、定員 7） F 施設（5km、定員 4）	O 施設（〇〇を〇人まで受入可） P 施設（〇〇を〇人まで受入可） ⋮
老人施設	I 施設（4km、定員 29）	S 施設（〇〇を〇人まで受入可） T 施設（〇〇を〇人まで受入可） ⋮

＜調整例＞

（県及び六ヶ所村、避難先候補施設が所在する市町村が連携して施設と調整し避難先として決定）

施設種別	避難元施設名	避難先候補施設
医療機関	A 施設（4km、19 床）	L 施設（施設被災のため受入不可） M 施設（特に状態を問わずに 10 人まで受入可） ⇒ 10 人避難 N 施設（〇〇であれば 15 人まで受入可） ⇒ 9 人避難

6 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

（１）事前の準備（避難先施設の登録） 第 1 条～第 8 条

- ① 県は、原子力災害時の避難先を確保するため、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱」を策定し、この要綱に基づき「避難先施設」の登録を進めるため、医療機関及び社会福祉施設等に登録を依頼する。
- ② 医療機関及び社会福祉施設等の管理者は、登録制度の目的に賛同し「避難先施設」として登録することが可能な場合には、県に申請を行う。

＜避難先施設の役割＞

- ・原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、
- ・避難又は一時移転を行う必要がある医療機関の入院患者や社会福祉施設等の入所者の受入れを行い、避難生活に必要な支援を行う。

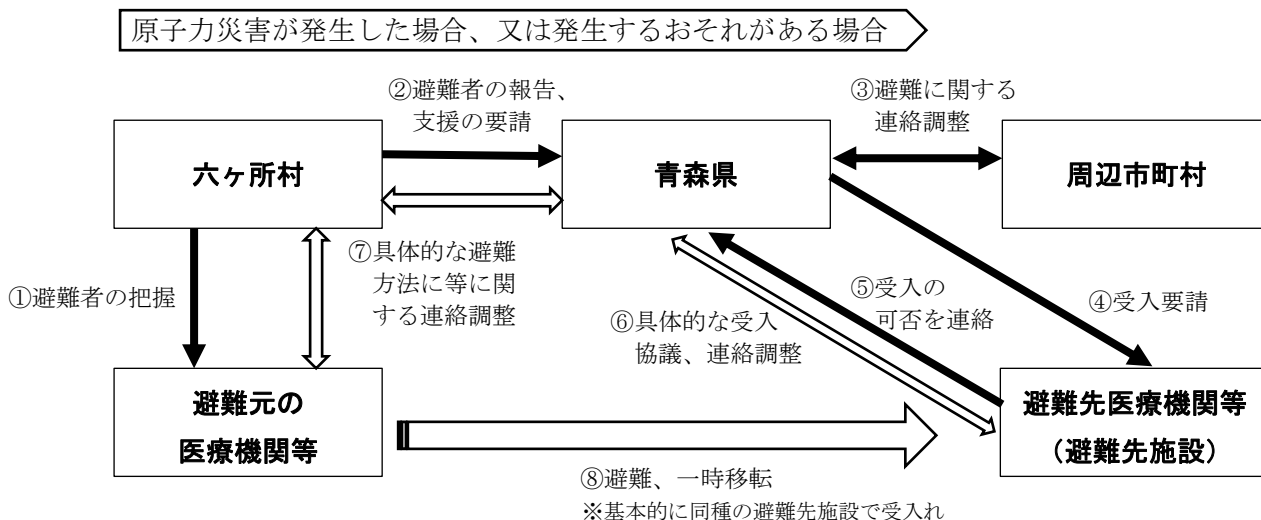
<登録対象>

- ・避難先に所在する以下の施設

病院、障害時入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設

- ③ 県は、申請内容を確認し台帳登録を行う。登録期間は廃止の届出がない限り自動更新し、登録内容は定期的に更新する。

(2) 原子力災害に係る避難者の受入 第9条第1項～第4項



(3) 避難者の放射性物質による汚染の状況 第9条第5項

- ① 原子燃料サイクル施設から5km圏内の医療機関及び社会福祉施設等は、原子燃料サイクル施設から放射性物質が放出している間は屋内に退避し、放出中に避難は行わない。
- ② 原子燃料サイクル施設からの放射性物質の放出が落ち着いた後、国が避難や一時移転が必要な状況であるか判断し、避難等を行う場合は避難途中で避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が国が定める除染を行う基準以下であることを確認する。

(4) 避難先施設の協力依頼 第10条～第13条

① 受入期間

- ・受入が可能となった日から、転院や退所等により避難を要しなくなるまでの期間。

※ 避難後、そのまま入院・入所となった場合を含む

※ 台帳登録時に申請いただいた受入可能人数を必ず受入しなければならないものではなく、受入に当たり必ず調整を行うもの

② 支援内容

- ・避難者及び付添いする支援者に対する必要な食料、寝具その他の生活必需品の提供
- ・避難者に対する避難生活上の支援、必要とする保健医療サービス・福祉サービスの提供

③ 可能な範囲で協力をお願いすること

- ・所在する市町村の行政区域内における避難者の搬送
- ・医療機関や社会福祉施設等の入院・入所以外の者の受入れ（在宅で医療や介護を受けており、医療機関や社会福祉施設等での受入れが適当な者、体育館等の避難所に避難したが、そこでは健康状態の悪化が懸念される者など）

(5) 避難先施設の費用負担 第14条

受入に要した費用は県が負担する（災害救助法の定めによる）

<避難先施設の位置づけ>

- ・位置づけ

県が開設する福祉避難所（災害救助法第2条により県が実施主体として救助）

- ・運営者

避難先施設の管理者（県が福祉避難所の運営を委託）

- ・運営の支援

県 …避難先施設の連絡調整、後方支援

六ヶ所村…避難先施設への食料等の配分等の支援、避難者の退所等の支援

避難先施設が所在する市町村 …避難先施設への食料等の配分等の支援

<費用負担する内容>

運営管理に要した次の費用

- ・食料、寝具その他の生活必需品の提供に要した費用（被服の提供含む）
- ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の提供に要した費用
- ・避難先施設の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談に要する人件費
- ・避難者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借上費又は工事費で、あらかじめ県の承諾を得た費用
- ・その他医療機関等からの避難者の受入れに要する費用で、あらかじめ県の承諾を得た費用

7 避難経路、避難手段等

（1）避難経路

- ① 「六ヶ所村避難計画（原子力編）[日本原燃（株）原子燃料サイクル施設対象]」で定める避難経路に基づき避難する
 - ・施設が作成する「避難計画」には、六ヶ所村と整合を図った上で避難経路を記載する
 - ・避難先施設は災害時に決定することから、避難先施設決定時に避難経路についても決定することとする。
- ② 原子燃料サイクル施設から放射性物質が放出されている間は屋内に退避し、放出中に避難は行わない。
- ③ 原子燃料サイクル施設からの放射性物質の放出が落ち着いた後、国等が空間放射線量率を測定した上で避難や一時移転が必要な状況であるかを判断する。
- ④ 避難等を行う場合は、避難途中で避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が、国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認する。

（2）避難手段

- ① 避難手段は医療機関及び社会福祉施設等が保有している車両を活用しつつ、県及び六ヶ所村が連携し、必要なバスや福祉車両、救急車等を関係機関と調整して確保する。
⇒ 施設が作成する「避難計画」には、保有している車両の台数のほか、必要と考えられる避難手段について記載する。
- ② 関係機関との調整だけでは避難手段が十分に確保できない場合は、県は他の避難手段の確保を図るとともに、隣接道県や国等に対して支援を要請する。

⇒ 避難する際に必要となる福祉車両の事前の配備については、在宅の避難行動要支援者を含めた避難対策全体の検討を進めていく。

(3) 避難により健康リスクが高まる者の判断

- ① 避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる者の判断は、医療機関及び社会福祉施設等の管理者等の責任者が行う。
- ② 常勤医師がいない施設では、事故に備えてあらかじめ嘱託医と相談しておく。
- ③ 災害時、現地において医師から助言を得られる場合には、その判断に従う。

(4) 避難及び屋内退避時の医療・福祉人材の確保

- ① U P Z 圏内に所在する医療機関及び社会福祉施設等が屋内退避を行う時や、避難を行う時に、医療・福祉人材が不足する場合は、六ヶ所村からの要請を受け、県が関係機関（医療・福祉関係団体等）と調整して派遣を行う。
- ② 避難先となる医療機関及び社会福祉施設等において、避難者を受入するために医療・福祉人材が不足する場合は、六ヶ所村からの要請を受け、県が関係機関（医療・福祉関係団体等）と調整して派遣を行う。
- ③ 避難が長期化する見込みである場合等は、県が医療・福祉人材の派遣について他都道府県や国に対して支援を要請する。
- ④ 県は関係機関と連携し、U P Z 圏内に所在する医療機関及び社会福祉施設等や、避難先となる医療機関及び社会福祉施設等の職員が、原子力防災に関する知識が得られるよう研修会等の実施に配慮する。

(5) 避難先施設の開設・運営マニュアルの作成、訓練の実施

- ① 避難先施設の開設運営に関して、六ヶ所村、県、避難先施設等がどのように連携して対応するのかを定めた開設・運営マニュアルを作成する。
- ② 開設・運営マニュアルに基づき訓練を実施し、災害対応の検証を行う。

8 医療機関等の避難計画の作成手順

医療機関及び社会福祉施設等は、「避難計画の作成例（ひな型）」を参考に、補足説明等を踏まえながら、施設の実態に合わせた「避難計画」を作成する。

なお、作成に当たっては、地震・津波等の自然災害に関する既存の災害対応計画等がある場合には、既存のものに原子力災害に関する対応を加える等して共通化を図る。

- ① 医療機関及び社会福祉施設等は、まずは自施設のみで検討・作成できる部分をまとめる。
 - ・ 医療機関及び社会福祉施設内の組織体制
 - ・ 災害時の初動対応等の方法
 - ・ 備蓄品、持出品リストの作成 等
- ② 医療機関及び社会福祉施設等が作成した「避難計画（施設検討分）」は、六ヶ所村の担当課及び県健康福祉政策課で確認し、必要に応じて修正等を依頼する。
 - ・ 緊急連絡先
 - ・ 避難先
 - ・ 避難手段
 - ・ 避難経路
 - ・ 医療、福祉人材の確保

- ③ 「避難計画（施設検討分）」がまとまった後、県等と連携が必要な部分をまとめる。また、地域全体の避難計画を踏まえながら、医療機関や社会福祉施設等ではどのように対応するのか意見交換を行い、避難の内容を具体化していく作業を行う。

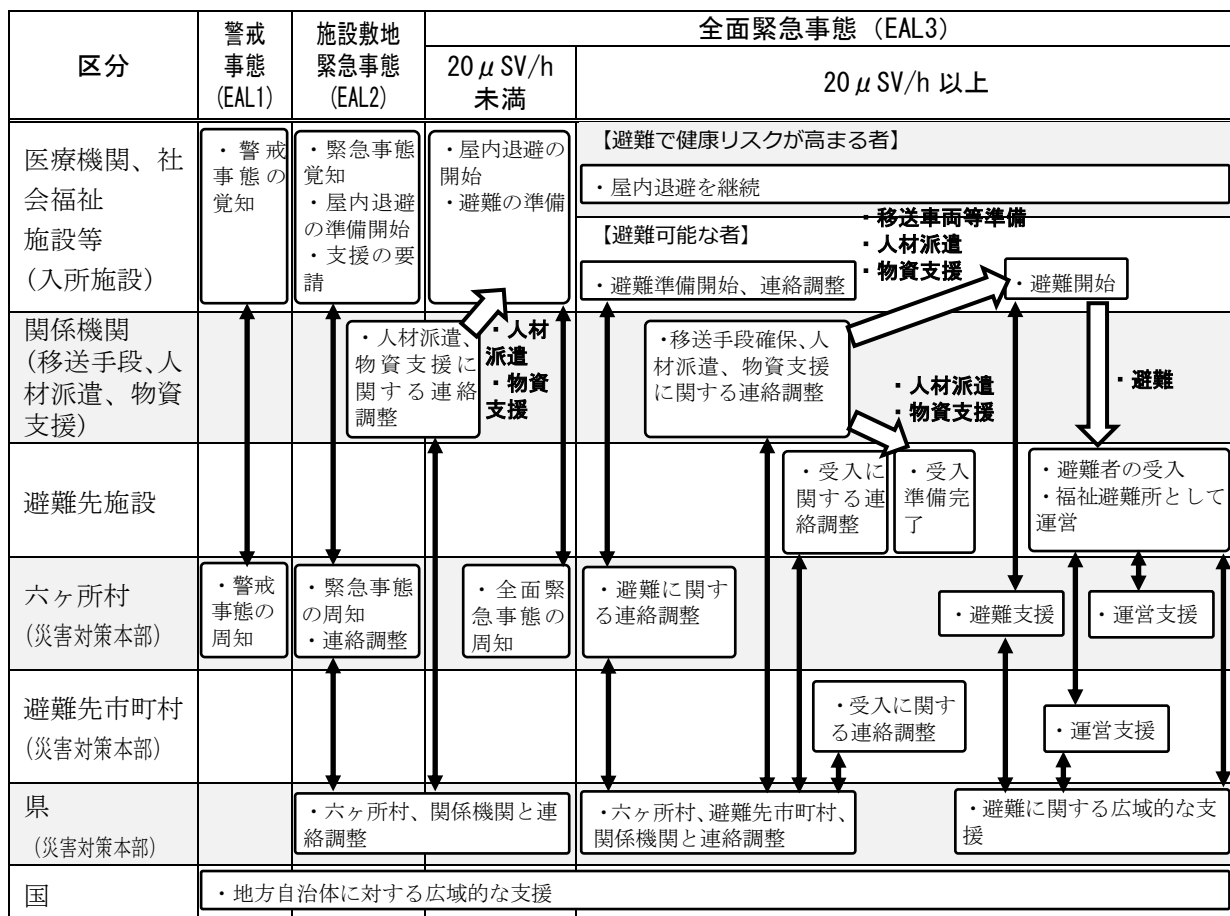
○「青森県原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」

避難計画の作成例（ひな形）の項目別に見た自施設で作成する項目と六ヶ所村及び県等と連携して作成する項目

項目	自施設で 検討・作 成する項 目	村及び県 等と連携 して作成 する項目	連携して作成する内容
第1章 総則			
第1 目的	●（全部）		
第2 適用範囲	●（全部）		
第3 施設管理者等の役割	●（全部）		
第4 行政機関等との連携・協力	●（全部）		
第2章 原子力災害事前対策			
第5 原子力災害対策委員会の設置等	●（全部）		
第6 委員会の開催等	●（全部）		
第7 緊急連絡体制等の整理	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連絡先・連絡方法
第8 施設利用者に関する情報の整理	●（全部）		
第9 原子力防災教育	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連携
第10 原子力防災拠点	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連携
第11 備蓄及び点検	●（全部）		
第12 避難先、避難手段及び避難経路		●（全部）	連絡先、避難手段、避難経路
第3章 緊急事態応急対策			
第13 応急対策本部の設置	●（全部）		
第14 本部長及び副本部長の職務	●（全部）		
第15 情報の伝達及び支援要請	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連絡先・連絡方法
第16 施設の安全確認	●（全部）		
第17 応急物資の確保	●（全部）		
第18 屋内退避	●（全部）		
第19 避難準備	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連携
第20 避難	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連携
第4章 避難中の対策			
第21 避難先における施設利用者への医療	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連携
第22 物資及び人員の確保	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連携
第23 施設利用者家族等への連絡	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連携
別紙			
別紙1 原子力災害対策委員会の組織体制	●（全部）		
別紙2 緊急連絡先一覧	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連携
別紙3 備蓄品・非常時持出品リスト	●（全部）		
別紙4 避難に関する基本情報		●（全部）	連絡先、避難手段、避難経路
別紙5 応急対策本部の組織体制	●（全部）		
別紙6 行動チェックリスト（平常時）	▲（一部）	▲（一部）	村及び県と連携した作成する項目を踏まえて最終的に確定させる。
別紙7 行動チェックリスト（災害発生時）	▲（一部）	▲（一部）	村及び県と連携した作成する項目を踏まえて最終的に確定させる。

9 緊急時対応の流れ

(1) 医療機関及び社会福祉施設等（入院、入所施設）



(2) 児童が通所する施設

